発展を目指す企業家のための経営指南役

社外重役

Selected Clients & Professionals Relationship

No. 703 平成25年 2 月25日 (月曜日)

発 行)株 式 会 社 ノース ア イ ラ ンド東京本社)東京都千代田区丸の内3-2-3 富士ビル5F Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439 大阪支社)大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

マーケティング

安倍政権で医療ツーリズム再燃か旅行会社と病院が連携など活発化

最近、小雪(女優)さんの出産で話題になった 韓国の豪華な「産後院」。週刊誌によれば産後院 の入院費用は2週間で約100万円(最高級の個室の 場合)という。

日本では拡大に向け以前から旅館・ホテルの業界団体など関係者が東南アジア各地へ働きかけをしていた。そこへ昨年12月の衆院選挙で政権に返り咲いた安倍・自民党が、医療技術の産業化や海外展開を重視していることから再び医療ツーリズムへの期待が高まりつつある。

医療ツーリズムは、高度な治療や検査を受ける 外国人患者を日本の病院に呼び込むのが本来の 目的だ。国内では医療費の抑制傾向が続き、医療 機関の経営が苦しくなっているため、海外の富裕 層を受け入れたいのが本音。

大震災の影響や尖閣諸島問題をめぐる日中関係の悪化などで環境は必ずしもよくないが、12年の取扱件数を3年前の3倍以上と見込む旅行会社もあり、「医療は政治とは別」と強気の期待の声もある。たとえばJTBグループは、病院や老人保健施設などを運営する徳洲会グループと提携し、湘南鎌倉総合病院(神奈川県)に専門部署を共同で設けた。

しかし日本では医療分野への民間参入には一 定の規制が設けられていて、特区のある韓国ほど は増えていない。日本も東北を「医療特区」にし て巨大な医療界が激震するくらいでないと真の アベノミクス完成とはいえないのでは。

税務会計

事業承継税制の抜本的な見直し親族以外の事業承継も可能になる

非上場株式等に係る相続税等の納税猶予制度、いわゆる事業承継税制は、先代の経営者の親族である後継者が、相続・贈与により取得した非上場株式の80%分(贈与は100%分)の納税を猶予するもの。

2009年度の創設以来、当初の想定ほどには、利用が進んでおらず、主要国と比較して適用の要件が厳しく、使い勝手が悪いとの意見が多い。そこで、2013年度税制改正では、制度を使いやすくするための抜本的な見直しを行う。

具体的にはまず、納税猶予の取消事由に係る雇用確保要件について、経済産業大臣の認定の有効期間(5年間)の常時使用従業員数を「毎年8割以上維持」から「5年間平均で8割維持」とする。

雇用確保要件が満たされないために、納税猶予 税額を納付しなければならないときは、延納・物 納の適用が選択でき、5年間経過後に納税猶予税 額の全部または一部を納付する場合には、その期 間中の利子税を免除することとする。

次に、経営承継相続人等の要件のうち、非上場会社を経営していた被相続人の「親族であること」とする要件を撤廃し、親族外承継を対象化する。また、贈与税の納税猶予における贈与者の要件のうち、贈与時に会社の役員でないとの要件を、贈与時にその会社の代表権を有していないという代表者退任要件に緩和。役員である贈与者が、会社から給与の支給等を受けた場合であっても、贈与税の納税猶予の取消事由に該当しないこととする。

今週のキーワード

医療ツーリズム

2010年に発表された日本政策投資銀行レポート「進む医療の国際化〜医療ツーリズムの動向〜」によれば、日本への医療ツーリズムの潜在的な需要は2020年時点で約43万人。政治・経済環境の変化で数字の見直しが必要だが、市場規模は5507億円にも上る。国は医療ツーリズム受け入れの環境整備として、外国人患者向け情報提供サイのト開設、医療通訳の育成事業などをスタートしている。厚労省は2011年1月から外国人向けの医療滞在ビザ発給も始めた。